令和５年度事業計画書
（令和５年７月１日～令和６年６月３０日）

令和５年度は、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業（以下「資金決済業」という。）を巡る新たな制度整備や環境変化も踏まえ、会員が行う資金決済業の適切な実施を確保し、資金決済業の健全な発展と利用者の利益の保護を図るとともに、会員のニーズに応えるため、認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）として一層の態勢整備・充実を図り、次の業務を着実に推進する。

Ⅰ　取引の適正化と利用者等保護への取組み

１．登録申請、変更届及び基準日報告等の行政への申請・届出並びに社内規程等に係る会員からの照会・相談等への対応

会員の登録の申請、発行者の届出、変更届出書、発行保証金取戻承認申請書や基準日報告等に係る相談・指導とともに、会員の態勢整備に必要な社内規程や利用規約等の策定・改正に当たり、必要な指導・支援を行う。

２．前払式支払手段の発行のしおりの改訂

「前払式支払手段の発行のしおり」の内容について、高額電子移転可能型前払式支払手段等に係る令和４年改正資金決済法等の改正内容や改正案に関するパブリックコメントに対する金融庁の考え方等（以下「改正法令等」という。）等を踏まえ、必要な見直しを行う。

３．資金決済に関する法律Ｑ＆Ａ（前払式支払手段編）の改訂

「資金決済に関する法律Ｑ＆Ａ（前払式支払手段編）」の内容について、改正法令等を踏まえ、法律顧問と緊密に連携し、必要な見直しを行う

４．犯罪による収益の移転防止に関する法律Ｑ＆Ａ、外国為替及び外国貿易法等Ｑ＆Ａの改訂

高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、業務実施計画の届出を求めるとともに、当該届出を行った者を犯収法上の特定事業者に追加し、取引時確認等の義務を課す犯収法の改正が行われたこと（令和５年６月１日施行）、外為法の改正において資金移動業者等の金融機関に対する資産凍結措置を適切に実施する体制整備義務が課されたこと（令和６年４月１日施行）及び外国為替検査ガイドラインの改正内容等を踏まえ、改正内容やパブリックコメントに対する回答等を踏まえ、法律顧問と緊密に連携し、犯罪による収益の移転防止に関する法律Ｑ＆Ａ（第２版）、外国為替及び外国貿易法等Ｑ＆Ａ（第２版）について、必要な見直しを行う。

５．資金決済法関係法令集（電子版）の改訂

協会は、資金決済法、政令、内閣府令、事務ガイドライン（件名、項目のみ）等で構成する

法令等に関する四段表、金融庁告示、事務ガイドライン、資金決済法の政府令・事務ガイドラインの改正案に関するパブリックコメントに対する金融庁の考え方、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン及び同ガイドラインの改正案に関するパブリックコメントに対する金融庁の考え方、ＦＡＱ、個人情報保護法の法令、ガイドライン、Ｑ＆Ａ及び金融分野ガイドライン・実務指針、Ｑ＆Ａ等をとりまとめた「資金決済関係法令集」（電子版）（法令等改正に伴い随時見直し）を作成し、会員専用ページに掲載している。

資金決済法関係法令集（電子版）について、資金決済法、政府令、告示及び事務ガイドライン、及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン等の改正を踏まえ、必要な見直しを行う。

６．資金移動サービスに関する不正取引状況等に関するとりまとめ・公表

資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の高度化とともに、不正が発生した場合の補償方針を策定・公表し、不正が発生した場合には、真摯な相談対応、補償方針に沿った補償を実施しているところである。

資金移動業者においてこうした不正防止に向けた積極的な取組みが行われていることも踏まえ、協会において利用者が資金移動サービスを安心してご利用いただくための利用者向けの広報活動の一環として、会員から報告があった不正取引の発生状況・補償状況等を半期ベースでとりまとめて、所要の手続を経て、協会ホームページで対外公表を行う。

７．消費者トラブルの未然防止のための注意喚起・啓発活動

インターネットで利用できるサーバ型前払式支払手段を購入させて当該前払式支払手段の価値を詐取する詐欺被害が依然として継続していることを踏まえ、金融庁、国民生活センター、警察庁など関係省庁等からの情報収集に努めるとともに、これらの関係者と連携し、引き続き詐欺被害防止のための消費者向け広報・啓発を推進する。

（注）令和４年の特殊詐欺の認知・検知状況のうち電子マネー型は認知件数１，３９７件（前年比＋２７．５％）、被害額８．９億円（前年比＋５．５％）（警察庁公表資料）

Ⅱ　資金決済業者の経営基盤強化への取組み

１．資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催（オンライン開催を含む。）

金融庁と会員との意見交換会は、前払式支払手段の発行の業務関係、資金移動業関係について、必要に応じ、オンライン会議システムも活用し、意見交換を行う。

２．資金決済業に関係する法令・ガイドラインの改正等に関する意見提出等

資金決済業に関係する法令・ガイドラインの改正等に際し、法律顧問と連携し、会員の意見等も踏まえ、関係官庁と協議・調整等を行い、必要に応じ、意見提出等を行う。

３．マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応

３年８月に公表されたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画において、資金移動業者を含む金融機関等に対しモニタリングの強化を図るとともに、資金移動業者を含め金融機関等は６年３月までにマネロン・ガイドラインにおいて対応を求める事項の全項目について対応を完了させる必要がある。こうしたことを踏まえ、資金移動業者会議の開催とともに、業界全体の更なる底上げ・高度化を図ることを目的として、４年１２月に協会を事務局とし、金融庁のマネロン等対策の担当官を講師とした「マネロン等対策に関する勉強会」を立ち上げて、金融庁からマネロン・ガイドラインで対応が求められる事項の全項目について講義、質疑応答を行い、その内容について一定期間動画視聴を可能とするとともに、議事録を作成し、会員に情報提供してきたところである。協会としては、金融庁等と連携し、これらの講義内容・質疑応答等についてとりまとめ行い、金融庁との調整を行い、とりまとめた結果の会員への還元、その他の情報提供とともに、必要に応じ、金融庁等と連携し、資金移動業者会議や勉強会（オンライン開催を含む。）を開催し、引き続き態勢整備を支援する。

４．金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習への対応

平成２７年７月、金融庁において「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、その取組みの一環として、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成２７年度から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施している。令和元年度以降、協会会員(前払式支払手段発行者及び資金移動業者)も当該演習に参加（４年度は会員１４社が参加）してきたところである。５年５月、引き続き金融庁から協会会員に対し金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習への参加要請が行われたことを踏まえ、会員に対し参加に向けた働きかけを行うとともに演習結果の課題等に関する情報提供を行う。

５．内閣サイバーセキュリテイセンター（ＮＩＳＣ）の分野横断的演習等について

４年６月、サイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が改定され、銀行、保険、証券に加えて、主要な前払式支払手段発行者及び主要な資金移動業者（以下「主要な資金決済業者」という。）が重要インフラに追加された。これに伴い、協会が資金決済セプター（セプターの分野は全部で２０）の事務局の役割を担うことになり、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局である内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）から提供されるソフトウェアの脆弱性情報及びサイバー攻撃の動向等に関する資金決済業者への情報提供ほか、ＮＩＳＣが主催する分野横断的演習に関与することとなったことから、ＮＩＳＣ・金融庁とも連携し、会員である主要な資金決済業者に対し分野横断的演習の案内や情報連携等を行う。

６．資金移動業者の全銀システムへの参加等への対応

４年１０月７日、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）において、業務方法書を改正し、全銀システムへの参加資格が資金移動業者に拡大された。また、４年１０月に多頻度小口決済システム「ことら」による個人間送金サービスがス

タートした。さらに５年３月に次期全銀システムの基本方針が決定され、ＡＰＩゲートウエイの構築についてもサービス提供予定日を令和７年７月とすることとされ、５年度は全銀ネットの「全銀システム高度化検討ワーキンググループ」（以下「ＷＧ」という。）において、次期全銀システムのアジャイルエリアにおける新サービス・新機能のあり方について検討を行うこととされた。

協会においては、ＷＧにメンバーとして参加するとともに、全銀ネット事務局と連携し、資金移動業者の全銀システム参加に関係する情報提供、次期全銀システムの検討状況等について情報提供を行うとともに、ＷＧのメンバー・オブザーバーである会員と連携し、必要に応じ要望等を行う。

７．中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会への対応

日本銀行は、２年１０月に「中央銀行デジタル通貨（ＣＢＤＣ）に関する取り組み方針」を公表したあと、概念実証の円滑な実施に資するよう、その内容や進捗状況等について民間事業者や政府との情報共有を図るとともに、今後の進め方について協議していくため、３年３月に「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」（全銀協等の金融団体、ＦＩＳＣ、協会、その他決済事業者団体、金融庁、財務省、日銀がメンバー）を設置した。３年４月以降、連絡協議会が３回開催され、４年５月、ＣＢＤＣの基本的な性能と特性、ＣＢＤＣに関する実証実験、制度設計面の検討状況等とりまとめた「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会中間整理」がとりまとめられ公表された。４年度は概念実証フェーズ２として、ＣＢＤＣ台帳を中心とする基本機能に保有額の制限等の経済的設計、送金指図の予約等の決済の利便性向上など周辺機能に関する実証実験が完了し、５年４月に「中央銀行デジタル通貨に関する実証実験「概念実証フェーズ２」結果報告書が公表されたところである。

今後、パイロット実験等が行われること等を踏まえ、会員と情報連携を図り、必要に応じ、要望・意見表明等を行う。

８．キャッシュレス推進協議会における活動状況等に関する情報提供

協会は、キャッシュレス推進協議会におけるキャッシュレス推進への取組み等に関する情報収集等を行い、会員への情報提供を行うため、団体会員として入会し、会員に対し、同協議会の活動状況等に関する情報提供を行っているところである。５年度も引き続き同協議会の活動状況等について情報提供を行う。

９．関係官庁からの要請・注意喚起等のため提供された情報の管理及び会員への周知

金融庁その他関係官庁等から会員に対する要請、注意喚起、情報提供等のために協会に提供された情報を管理するとともに会員に対し情報提供・周知を行う。

Ⅲ　会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況について、引き続き効率的かつ効果的な会員調査の実施に努めることとする。５年５月８日に新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位

置付けが５類感染症に変更され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されたことも踏まえ、会員と十分な事前の協議・調整を行いつつ、会員の本社等を訪問し会員調査を行うことを基本とする。

Ⅳ　資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応

１．資金決済業に関する照会・相談、苦情等に係る対応

会員や事業者等からの資金決済業に関する照会・相談、会員の行う資金決済業に関する利用者等からの相談、苦情等について適切に対応し処理する。

２．相談、苦情、金融ＡＤＲの集約整理、会員への還元

協会に寄せられた相談・苦情等について、相談・苦情分析システムを活用して集約した事例を内容別に分類・整理し、その傾向・特徴などをまとめて会員に還元する。また、金融ＡＤＲについて、金融ＡＤＲ機関である東京三弁護士会や会員とも連携し、金融ＡＤＲ事案の概要等について会員に対し情報提供を行う。

Ⅴ　前払式支払手段の情報提供事項の会員に代わる周知

資金決済法第１３条第１項の規定に基づく前払式支払手段に係る苦情相談窓口等に係る情報提供事項、同条第３項及び内閣府令第２３条の２第１項各号に掲げる「利用者資金の保全に関する事項」及び「第三者による不正利用が行われた場合における補償方針その他の対応方針」に係る情報について、発行者に代わり協会のホームページで周知する。

Ⅵ　資金決済業に関する調査・研究

１．第２５回前払式支払手段発行事業実態調査

令和５年３月３１日現在の全国の前払式支払手段発行者（約２，０００者）を対象に調査を実施する。なお、第２５回発行事業実態調査から、調査に協力する発行者がインターネットを利用して協会ホームページの専用サイト「第２５回発行事業実態調査（オンラインフォーム)」にログインし、表示されたインフォメーション画面上の調査票に直接入力し、自動集計等するシステムを構築し、発行者の負担軽減及び調査の効率化・迅速化を図ったところである。調査結果は第２５回発行事業実態調査統計としてとりまとめ、会員及び回答者に案内するとともに、協会ホームページに掲載し広く公表する。

２．第８回前払式支払手段利用実態調査

引き続き会員のニーズ等も踏まえ、前払式支払手段の利用の実態等を把握するため調査を行う。結果は前払式支払手段の利用実態調査としてとりまとめ、協会ホームページに掲載し広く公表する。なお、詳細版は会員専用ページに掲載する。

３．第７回資金移動業利用実態調査

引き続き会員のニーズ等も踏まえ、資金移動業の利用の実態等を把握するため調査を行う。結果は資金移動業の利用実態調査としてとりまとめ、協会ホームページに掲載し広く公表する。なお、詳細版は会員専用ページに掲載する。

Ⅶ　資金決済業に関する広報・啓発活動

１．金融庁・財務局と連携した説明会の実施及び協会事業活動の広報

平成２４年度から、金融庁の協力の下、全国の財務局と連携し、前払式支払手段発行者向けに資金決済法の法令・事務ガイドライン等に関する説明会を開催するとともに、あわせて協会事業活動の広報を行うことにより協会の認知度向上に努めてきたところである。令和元年度から４巡目の共催説明会の開催を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、２年３月以降、財務局との共催説明会は延期し、その後もオンラインと併用を含め検討してきたが開催に至っていない。５年５月８日に新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけが５類感染症に変更され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されたことも踏まえ、５年度は、集合形式またはオンライン説明会を併用するなど工夫を行い、財務局と協議・調整した上で、可能な範囲で財務局との共催説明会を開催する。

２．消費生活センター等において開催される消費生活相談員や一般消費者向けセミナー等への講師派遣依頼への対応

国民生活センター、消費生活センター及び消費者団体等との間で消費者からの相談・苦情等に対する情報連携を強化するとともに、これらの団体が実施するセミナー等へのオンラインでの説明も含め講師派遣依頼に対応する。

３．消費者向けパンフレットを活用した資金決済法の広報・啓発

５年１月に一般消費者が資金決済法の利用者保護の仕組みを理解し、前払支払手段及び資金移動サービスの安全・安心な利用に資することを目的として消費者向けパンフレット「知っておきたい法律のはなし」 を新たに作成し、協会ホームページに掲載したところである。財務局との共催説明会や消費生活センターへのセミナー等の際に消費者パンフレットを提供し、引き続き、資金決済法等に関する普及・啓発を行う。

４．協会パンフレット（協会のご案内）の活用した協会事業活動の広報

協会パンフレット（令和３年改訂）を活用し、各種機会を通じ、協会の事業活動について紹介し、協会の認知度の一層の向上を図る。

５．　前払式支払手段の払戻し等に関する情報の利用者への広報・周知

資金決済法に基づく払戻手続を実施している会員の前払式支払手段の払戻しに関する情報（発行者の商号、前払式支払手段の名称、払戻申出期間、連絡先等）のほか、財務局からの依頼に基づき、会員以外の発行者の払戻し又は還付に関する情報について、引き続き協会ホ

ームページにおいて掲載することにより、利用者への広報・周知を行う。

6．「協会ニュース」の作成・提供

社員総会、理事会、各委員会、資金決済業者会議、セミナー、研修会の開催など協会の事業活動に関する報告、苦情・相談等の受付状況、入退会のお知らせ等のほか、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等についての解説等を中心に引き続き協会ニュースを作成し、会員専用ページに掲載し情報提供を行う。

7．「決済協速報」の配信

資金決済業に関係する制度改正、政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメント実施に伴う会員への意見募集の実施、パブコメ結果等に関する情報提供、資金決済業に関係する審議会・研究会等の諸会議に関する情報、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供等のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への届出に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に掲載し、会員に随時メール配信する。

Ⅷ　セミナー・研修等の実施

1．セミナーの開催

資金決済業者に関係する制度改正、キャッシュレス決済の進展、デジタル通貨の動き、サイバーセキュリティ対応など資金決済サービスに係る新たな動向や会員のニーズや意向を踏まえつつ、必要に応じ、セミナーを開催（リアルとオンラインの併用）する。

2．前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

会員である前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者を対象に、資金決済法の概要、登録・届出の諸手続及び法令・事務ガイドラインの留意点等について、必要に応じ、実務担当者向け研修会を開催（リアルとオンラインの併用）する。

3．法令・リスク管理態勢の整備・高度化に向けた会員による勉強会の開催について

会員各社が資金決済業に係る実務面において抱える課題等について、各社の取組み等の情報提供・共有や意見交換を行い、協会と連携し、必要に応じ、その取組みの概要等を参考情報として会員に提供することなどにより、資金決済業の業界全体のリスク管理態勢等の底上げを図る。

Ⅸ　組織運営の円滑化

1．社員総会及び理事会の開催

社員総会及び理事会について適正かつ円滑な運営を図る。なお、理事会については、必要に応じ、リアルとオンラインを併用し開催する。

２．委員会等の開催

（１）　常設委員会の開催

総務、政策及び自主規制の常設委員会は、各々の任務をテーマに必要に応じ開催（リアルとオンラインの併用）する。

（２）　資金決済業者会議等の開催

資金移動業者会議は、マネロン・ガイドラインが求める態勢整備への資金移動業者の取組を支援するため、必要に応じ、開催（リアルとオンラインの併用）する。紙・磁気型発行者会議、ＩＣ型発行者会議、サーバ型発行者会議等は、各々が抱える課題等をテーマに必要に応じ開催する。

３．会員相互の意見交換等

会員相互間の意思疎通、意見交換、連絡及び調整を推進する。

Ｘ　協会の組織体制の更なる充実・強化等

資金決済業に係る制度改正、決済インフラ改革、主要な資金決済業者の重要インフラへの追加等が行われるとともに資金決済業に係る業務が拡大・複雑化している中、協会の組織体制の更なる充実・強化を図るため、即戦力になる職員の採用活動を継続するとともに、システムリスク管理、セキュリティ対策及びマネロン・テロ資金供与対策等、高度なリスク管理に係る実務経験や専門性が高い人材の採用・活用に努める。